



本日はとても耳寄りな情報、火災保険の有効活用についてのお知らせです。早速ですが、住宅を購入された場合にほとんどの方は火災保険にご加入されていることと思います。しかしその**火災保険って被災や倒壊が起きなければ適用されない**と勘違いされていませんか？

風ひょう雪災も補償対象に！



実は適用条件は他にもあるのです。補償対象は**火災・落雷・爆発だけでなく風ひょう雪災等も補償対象になる**のです。約款には記載されていますが、そこまで目を通す方や理解できる方はほとんどいないでしょう。この部分について完全な理解が得られるような説明もされていないのが現状です。というよりはご加入される方の大半が火災や倒壊の心配が前提なので気にしていないというのが正しいのかもしれませんが。

そこで今回は、その火災保険の正しい活用方法のご提案及びお手伝いのご連絡です。補償対象とはいえ火災保険会社ではできるだけ補償したくないのが本音だと思います。申請の知識がなければ補償してもらえないものも補償してもらえなくなります。当社はその申請について専門業者と業務提携したことにより申請者の屋根補修というご希望を100%叶えることができるようになりました。

工事代金全額を保険で賄える！

正しい申請をすることにより工事代金全額を保険で賄うことができるのです。
例えば80万円の工事費がかかるのに60万円しか保険が下りなければ20万円も負担することになってしまいます。そのようなことがないようにお手伝いするのが我々の仕事です。
(火災保険申請支援業務)



正しい申請をすることでご負担金額全額が**ゼロ**に！

ですから**ご負担金額は一切必要ございません**。
(この申請を適用して上手に屋根補修をされている方は4000件に1件程度らしいです。)

火災保険申請支援業務についての流れ

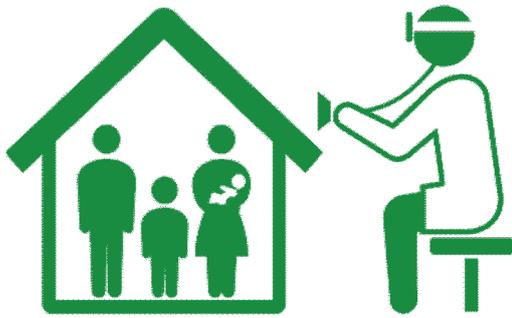
それでは火災保険申請支援業務についての流れをご覧ください。

火災保険申請支援業務についての流れ	
1	被災状況確認  写真撮影  見積作成 
2	各書類製作  保険会社への保険適用依頼 
※ここで保険適用不適用の場合 今回は打ち切りになりますが、 ご依頼者への請求金額は一切ありません！ (契約書作成記入事項) (業者によりここまでの調査費用、見積作成料、書類作成料等を請求してくる業者がいますので要注意) また当社は 1年後等再度にわたり保険適用を目指します 。	

火災保険申請支援業務についての流れ(依頼後)	
3	各書類提出  打ち合わせ等 
4	保険会社認定検査員立会い 
5	保険適用認定確定  ⇒ ご入金(申請者口座) 
6	工事手付金60%当社指定口座ご入金 
7	工事開始  ⇒ 工事終了 
8	残金40%当社指定口座ご入金 
9	保険会社へ工事終了報告  書類作成 
10	完了 

**詳しくは裏面を
ご覧ください↓**

無料であるからこそ、被害が小さいうちに検査と治療を



火災保険は掛け捨てです。保険適用後も掛け金の増額はありません。仮に10年間でいくら掛け捨てることになりますか？
その**捨ててしまったお金で屋根の健康診断と治療をするべき**なのです！

屋根補修のついでに外壁の塗装をされたり太陽光ソーラーを設置されたりする方もいらっしゃる。尚、外壁や屋根等の塗装については新型光触媒を施行することにより格段に耐久力があがります。有機塗料の場合ですと長持ちして3年～5年が限界になってしまいます。

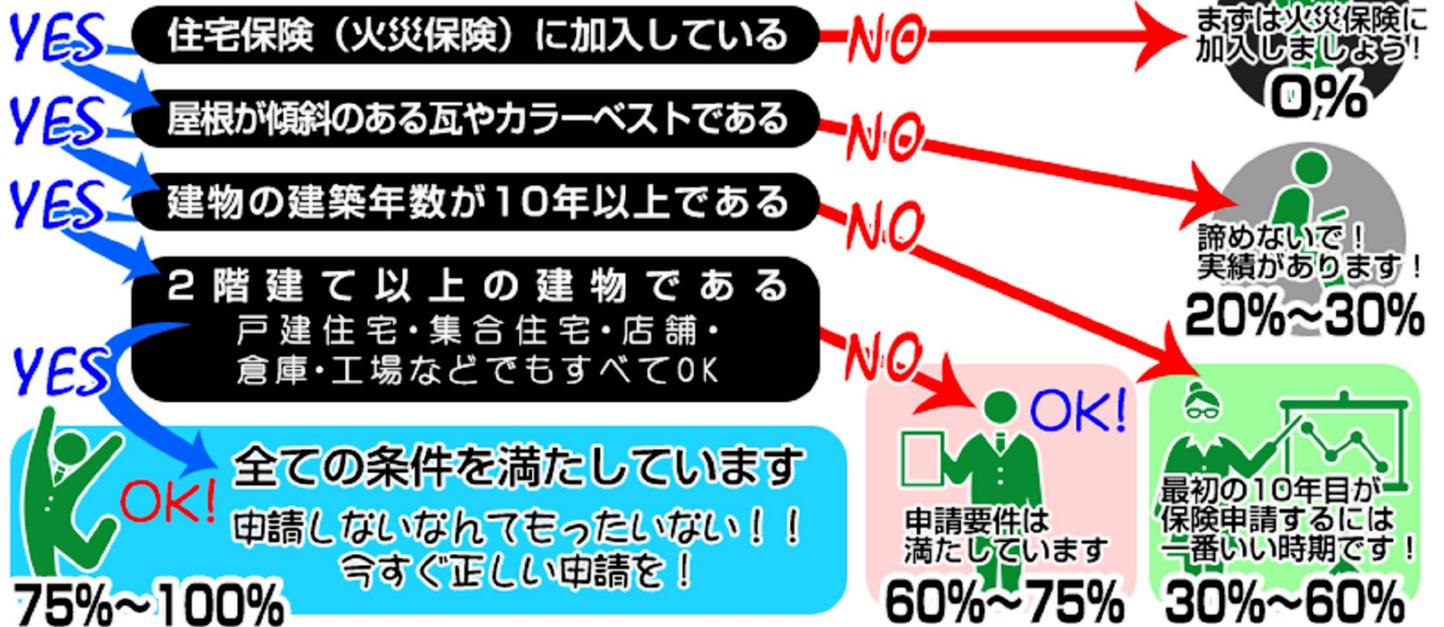
現在、マンションにお住まいの方等 「私には関係ない」という方は、ご親戚や知人には是非教えてあげてください。絶対に喜んでいただけます。

もちろん、アパートを運営されている方や、火災保険に未加入の方もご相談してください。現状を確認し一番良い方法をご提供させていただきます。

屋根修理スピード診断

火災保険で屋根が修理できる可能性は？スピード診断でかんたんチェック！！

屋根修理スピード診断 START!!



無料診断についてのお問い合わせ

無料診断にご興味いただいた方、またはご希望の方は、下記担当までご連絡ください。
(地域により一部ご対応できない場合がありますので、別途ご相談してください)
大変好評のため順次ご対応させていただいております。

株式会社 ハウジングサクセス : 金子 徳公

TEL	03-5988-5266
FAX	03-5988-5267
メール	info@housing-success.co.jp
URL	http://www.housing-success.co.jp



売買・賃貸・リフォーム・その他、生活のことについては何でもご相談ください (相談無料)

